

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和5年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和5年度の初日から令和5年9月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	102 トン	8 トン	94 トン
		102 トン	8 トン	94 トン
3	クリーム	62 トン	35 トン	27 トン
		53 トン	24 トン	29 トン
4	粉乳類	51,114 トン	5,674 トン	45,440 トン
		48,333 トン	3,826 トン	44,507 トン
5	無糖れん乳	1,569 トン	414 トン	1,155 トン
		1,569 トン	414 トン	1,155 トン
6	加糖れん乳	206 トン	15 トン	191 トン
		187 トン	15 トン	172 トン
7	ヨーグルト	11 トン	8 トン	3 トン
		11 トン	8 トン	3 トン
8	バターミルク	17 トン	8 トン	9 トン
		17 トン	8 トン	9 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,558 トン	20,415 トン	37,143 トン
		48,997 トン	14,875 トン	34,122 トン
10	その他の乳製品	12,084 トン	2,563 トン	9,521 トン
		7,453 トン	1,401 トン	6,052 トン
11	バター	16,731 トン	8,804 トン	7,927 トン
		14,046 トン	6,170 トン	7,876 トン
12	豆類	81,156 トン	35,507 トン	45,649 トン
		38,771 トン	19,228 トン	19,543 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,697,461 トン	2,301,436 トン	3,396,025 トン
		5,310,622 トン	2,097,088 トン	3,213,534 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,342,899 トン	580,699 トン	762,200 トン
		251,859 トン	91,657 トン	160,202 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	871,852 トン	304,059 トン	567,793 トン
		871,852 トン	304,059 トン	567,793 トン
15	コーンスターチ	4,031 トン	1,358 トン	2,673 トン
		3,933 トン	1,358 トン	2,575 トン
16	ばれいしょでん粉	27,062 トン	5,767 トン	21,295 トン
		26,794 トン	5,679 トン	21,115 トン
17	マニオカでん粉	162,598 トン	62,134 トン	100,464 トン
		162,186 トン	60,740 トン	101,446 トン
18	サゴでん粉	19,253 トン	9,749 トン	9,504 トン
		1,638 トン	9,749 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,536 トン	583 トン	953 トン
		1,491 トン	563 トン	928 トン
20	イヌリン	3,015 トン	1,022 トン	1,993 トン
		67 トン	21 トン	46 トン
21	落花生	44,537 トン	14,900 トン	29,637 トン
		27,828 トン	6,586 トン	21,242 トン
22	こんにやく芋	209 トン	22 トン	187 トン
		209 トン	22 トン	187 トン
23	ミルク調製品	9,505 トン	1,514 トン	7,991 トン
		3,551 トン	378 トン	3,173 トン
24	でん粉調製品	332 トン	604 トン	超過済
		320 トン	275 トン	45 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,848 トン	1,062 トン	3,786 トン
		2,158 トン	485 トン	1,673 トン
27	調製食用脂	17,834 トン	4,724 トン	13,110 トン
		2,181 トン	394 トン	1,787 トン
28	繭	3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
		3.3 トン	0.4 トン	2.9 トン
29	生糸	229 トン	87 トン	142 トン
		229 トン	87 トン	142 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。